

(訟ろ一〇六)

令和4年3月8日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第三課長 横山 浩典

最高裁判所事務総局総務局第三課長 永井 英雄

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 戸 莉左近

少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う刑事手続における事務処理上の留意点について（事務連絡）

少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）が令和3年5月28日
公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、刑事手続における事務処
理上の留意点について別紙1及び2のとおり整理しましたので、執務の参考として
ください。

なお、簡易裁判所については、所管の地方裁判所からお知らせください。

少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う刑事手続における事務処理上の留意点

1 改正の概要

令和4年4月1日に施行される改正民法4条により、成年年齢が18歳に引き下げられることを背景に、同日に施行される少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号。以下改正後の少年法を「法」という。）は、「少年」を引き続き「二十歳に満たない者」と位置付けつつ（法2条1項）、18歳以上の少年を「特定少年」と位置付けた（法62条1項）上、その特例（法第五章）を設けている。このうち、特定少年に関する刑事事件の特例が法67条に規定されている（以下、この改正を「本改正」と記載する。）。

2 判決等の主文に関わる改正点とその留意点

(1) 労役場留置禁止規定の不適用

罰金又は科料の言渡しをする場合、労役場留置の言渡しをする必要があるが（刑法18条4項）、少年については、労役場留置の言渡しが禁止されている（法54条）。

本改正により、特定少年については、法54条の不適用が定められた（法67条4項）。その結果、裁判時特定少年については、刑法18条4項の原則に戻り、労役場留置の言渡しが必要となった（裁判時18歳未満の者については、引き続き労役場留置の言渡しが禁止される。）。ただし、経過措置により、法施行前にした行為や、法施行前にした行為と法施行後にした行為が科刑上一罪又は併合罪として処理される場合は、裁判時特定少年であっても引き続き労役場留置の言渡しが禁止されることになる（令和3年法律第47号附則（以下単に「附則」という。）5条）。

したがって、罰金又は科料を言い渡す場合の判決草稿や略式命令草稿の起案、

点検に当たっては、①裁判時の被告人の年齢、②それが18歳又は19歳である場合には、罪となるべき事実に法施行前にした行為が含まれていないか（附則5条による経過措置の対象とならないか）に留意し、労役場留置の言渡しの要否を検討する必要がある。

(2) 不定期刑規定の不適用

少年について有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、刑の執行猶予の言渡しをする場合を除き、不定期刑を言い渡すこととされている（法52条）。

本改正により、特定少年については、法52条の不適用が定められた（法67条4項）。その結果、裁判時特定少年については、不定期刑を言い渡すことはできないこととなった（裁判時18歳未満の者については、引き続き法52条に従って不定期刑を言い渡すこととなる。）。

ただし、経過措置により、法施行前にした行為や、法施行前にした行為と法施行後にした行為が科刑上一罪又は併合罪として処理される場合は、原則として、裁判時特定少年であっても引き続き法52条に従って不定期刑を言い渡すことになる（附則4条本文。なお、同条ただし書に例外規定がある。例外の詳細については、令和3年12月15日付け家庭局第一課長、刑事局第三課長事務連絡「「少年法等の一部を改正する法律の解説」の送付について」添付の「少年法等の一部を改正する法律の解説」の120ページから123ページまでを参照）。

したがって、判決草稿の起案、点検に当たっては、執行猶予を付す場合か否か等のこれまでの確認事項に加え、①裁判時の被告人の年齢、②それが18歳又は19歳である場合には、罪となるべき事実に法施行前にした行為が含まれていないか（附則4条本文による経過措置の対象とならないか）、③含まれている場合は、附則4条ただし書に該当しないかを確認し、不定期刑の言渡しについて検討する必要がある。

(3) 死刑と無期刑の緩和（改正の影響なし）

犯行時18歳未満の者に対する死刑と無期刑の緩和規定（法51条）については、裁判時特定少年であっても引き続き適用される。

3 令状事務に関する改正点とその留意点

(1) 罰金以下の刑に当たる犯罪の勾留請求

少年については、罰金以下の刑に当たる犯罪の場合、司法警察員から家庭裁判所への直接送致とされている（法41条）。そのため、検察官から勾留請求、勾留に代わる観護措置請求（法43条）がされることはない。

本改正により、特定少年の被疑事件については法41条の不適用が定められた（法67条1項）。その結果、司法警察員から検察官に送致される時を基準として、特定少年の被疑事件については、罪名を問わず、検察官からの勾留請求等が可能となった（18歳未満の者の被疑事件については、罰金以下の刑に当たる犯罪の場合、引き続き司法警察員から家庭裁判所に直接送致がされる。）。なお、経過措置により、法施行後にした行為に係る事件のみが対象となる（附則3条）。

したがって、少年の勾留請求等があった場合には、①罰金以下の刑に当たる犯罪かどうか、②司法警察員から検察官に送致された時点の被疑者の年齢、③法施行後の行為であるかどうかを確認する必要がある¹。

¹ 令和4年1月11日国家公安委員会規則第1号による改正前の犯罪捜査規範210条2項は、少年被疑者について罰金以下の刑に当たる犯罪と禁錮以上の刑に当たる犯罪とがあるとき、これらを一括して検察官に送致するものとしている。特定少年を被疑者とする罰金以下の刑に当たる犯罪について、施行前に犯したものと施行後に犯したものがある場合も一括して検察官に送致される可能性があるが、施行前に犯したものについては引き続き家裁からの検察官送致ができない（附則2条により法62条1項が適用されない）ため、刑事処分をする余地がない。罰金以下の刑に当たる犯罪と禁錮以上の刑に当たる犯罪が一括して検察官に送致された場合の取扱いについて、勾留は事件単位に決定されるものであることや強制処分法定主義

(2) 勾留の要件

少年に対しては、やむを得ない場合でなければ勾留状を発することはできない（法48条1項）。

本改正により、特定少年の被疑事件（家庭裁判所の検察官送致決定（法20条1項又は法62条1項。以下「逆送決定」という。）があったものに限る。）の被疑者及び特定少年である被告人について、法48条1項の不適用が定められた（法67条2項。なお、経過措置の定めなし。）。その結果、勾留状発付の時点を基準として、逆送決定を受けた特定少年である被疑者や特定少年である被告人については、やむを得ない場合でなくとも勾留状の発付が可能となった（逆送決定を受けていない少年被疑者については、引き続きやむを得ない場合でなければ勾留状を発付できない。）。

なお、法67条2項は、人単位ではなく事件単位で適用されるため、例えば、A事件の被告人である特定少年につき、家庭裁判所の逆送決定がされていないB事件の被疑事実で勾留をする場合には、原則どおりやむを得ない場合でなければ勾留状を発付できないので留意する必要がある。

(3) 接見等禁止決定等

少年である被疑者・被告人に対して接見等禁止決定をし、その父母を接見等禁止の対象から除外する場合に、決定書に「親権者である父母」のように記載する例があるが、令和4年4月1日以降、改正民法の施行によって成年年齢が18歳に引き下げられることから、18歳及び19歳の者に親権者が観念できないこととなる。そのため、決定の時点で特定少年である被疑者・被告人に対して接見等禁止決定をする場合や、接見等禁止の一部解除決定をする場合は、決定書に「親権者」と記載をすることのないよう留意する必要がある。

の趣旨からすると、罰金以下の刑に当たる犯罪について少年を勾留することは許されないとの見解（守屋克彦ほか編・コンメンタール少年法507頁）がある。

(4) その他少年の身柄事件の事務処理について

少年審判規則 22 条の改正により、観護措置等の通知先が拡大されているが、勾留に代わる観護措置は同条の対象ではなく、従前どおり勾留に関する規定（刑事訴訟法 79 条）が準用される。

4 その他改正点と事務処理上の留意点

(1) 職権による弁護人選任等について

刑事訴訟法上、職権で弁護人を選任することができる事由の一つとして、被告人が未成年者であることが定められているところ（同法 37 条 1 号）、令和 4 年 4 月 1 日の改正民法施行により、18 歳及び 19 歳の者は成年となるため、これらの者に刑事訴訟法 37 条 1 号に基づき職権で弁護人を選任することはできなくなる。

もともと、刑事訴訟規則上、少年の被告人に弁護人がないときは、裁判所は、なるべく職権で弁護人を附さなければならないと定められているところ（同規則 279 条）、ここでいう「少年」は、法 2 条 1 項の「少年」（二十歳に満たない者）のことをいい、特定少年も含まれる点に注意が必要である（したがって、18 歳及び 19 歳の者については、刑事訴訟法 37 条 5 号による選任を検討することが考えられる。）。

なお、この点に限らず、刑事訴訟規則第四編（少年事件の特別手続）は、少年法の適用対象である者の事件に関する特別手続を定めたものであり、特定少年に対する事件であっても引き続き適用される。

(2) 手続分離規定について

少年に対する被告事件は、他の被告事件と関連する場合にも、審理に妨げない限りその手続を分離しなければならないとされているが（法 49 条 2 項）、本改正により、特定少年に対する被告事件について、法 49 条 2 項の不適用が定められた（法 67 条 3 項。なお、経過措置の定めなし。）。

(3) その他（被疑者、被告人以外の者の年齢に関するもの）

令和4年4月1日の改正民法施行による成年年齢引き下げにより、同日時点で18歳及び19歳の者は、同日をもって成年に達することとなり、同日以降、18歳及び19歳の者に親権者を観念することはできなくなる。

したがって、例えば、被害者特定事項の秘匿の申出（刑事訴訟法290条の2）等、法定代理人による手続が予定されている場面についても、関係者の年齢を確認する必要があることに留意する。

5 書記官事務における工夫等

少年が被疑者・被告人である事件では、上記1～4に記載したとおり、18歳未満の少年、特定少年、20歳以上の者で、適用される条文が異なり得ること、手続の段階により年齢を判断する基準時が異なることなどから、少年が被疑者・被告人である事件については、手続の都度、年齢及び適用される条文を確認することが必要となる点に留意するべきである。したがって、このような観点から、書記官の事務フローを見直すとともに、チェック表や事務処理要領等についても、適宜改訂を検討する必要がある。

また、少年が被疑者・被告人である事件については、例えば、記録の表紙に「特定少年」「18歳未満の少年」などと表示し、併せて、被疑者・被告人の生年月日を記載するなど、関係職員に注意喚起を行うための記録上の工夫を行うことや、部内のミーティング等の機会に事件の情報を連絡して、関係職員が広く被疑者・被告人が少年の事件があることについての認識を共有するための方策を行うことが有用と考えられる。

特に、令状事務の関係では、当直事務担当者を含めた幅広い認識の共有が必要となるため、少年に対する勾留請求や接見等禁止請求があった場合に確認すべき関係条文や行うべき事務の内容について、チェック表や事務処理要領等の改訂、当直の事務フローの見直しを検討する必要がある。

令和3年改正少年法施行後における事務処理上の留意点

判決等主文関係

罰金又は料金の裁判をするとき

- 裁判時20歳以上 → 労役場留置必要 (刑18Ⅳ)
- 裁判時18歳・19歳 → 改正により労役場留置必要 (少67Ⅳ)
- 裁判時18歳未満 → 労役場留置禁止 (少54)

☞ 罪となるべき事実の中にR4.3.31以前に犯した行為が含まれている裁判時18歳・19歳の被告人は労役場留置禁止 (附5)

有期の懲役又は禁錮の裁判（執行猶予を除く）をするとき

- 裁判時20歳以上 → 通常の刑
- 裁判時18歳・19歳 → 改正により通常の刑 (少67Ⅳ)
- 裁判時18歳未満 → 不定期刑 (少52)

☞ 罪となるべき事実の中にR4.3.31以前に犯した行為が含まれている裁判時18歳・19歳の被告人は不定期刑 (附4、例外あり)

令状事務関係

罰金以下の刑に当たる犯罪の勾留請求

- 送致時20歳以上 → 警察は検察官に送致 (刑訴246)、勾留請求可
- 送致時18歳・19歳 → 改正により検察官送致・勾留請求可 (少67Ⅰ)
- 送致時18歳未満 → 警察は家裁に直送必要 (少41)、勾留請求不可

☞ 送致時18歳・19歳がR4.3.31以前に犯した行為の場合警察は家裁に直送、勾留請求不可 (附3)

勾留の要件

- 勾留時20歳未満 → やむを得ない場合でなければ勾留不可 (少48Ⅰ)
 ※改正により家裁による検察官送致後の特定少年である被疑者、特定少年である被告人は適用除外
 ※人単位ではなく事件単位

その他

R4.4.1以降、民法上の成年年齢は18歳

☞ 18歳・19歳には親権者である法定代理人が存在しないことに留意